

第 8 期地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の 基本理念と施策体系などについて

1. 基本理念（案）について

- 新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕は、基本理念（政策目標）を掲げ、計画期間における各施策（取り組み）を実施してきました。

現計画における基本理念は、本市が総合計画で掲げる都市像「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」の実現を目指すと同時に国の基本指針で示された内容を取り入れ、「自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）」と決めました。

第 7 期計画の基本理念

【基本理念】自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 （地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。

- 第 8 期計画においては、団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年にとどまらず、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加し、現役世代が急減する 2040 年を見据えたサービス基盤の整備と人的基盤の確保が必要とされています。そのためには、引き続き各地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムをより深化・推進していくことが必要です。
- また、国の基本指針において、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤とされています。第 8 期計画においても、この地域共生社会の考え方について取り入れ、次のとおり基本理念に位置付けていきたいと考えます。

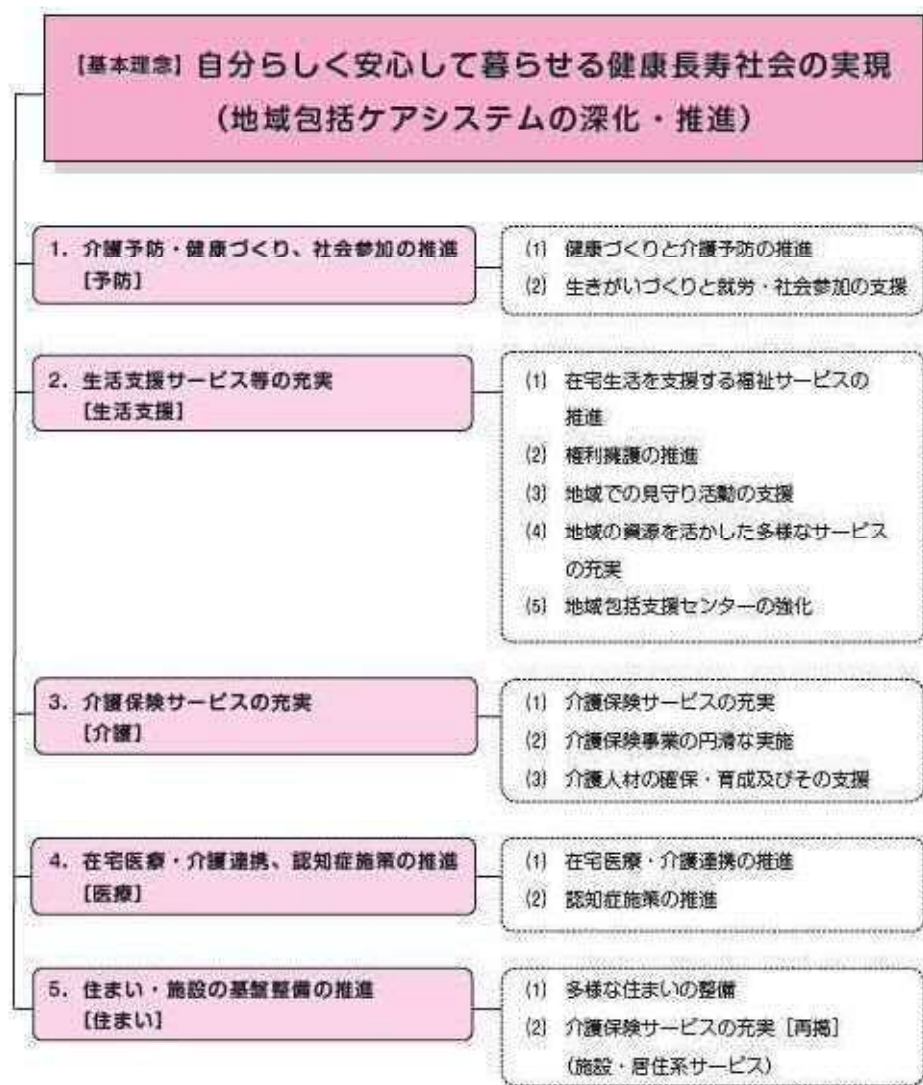
基本理念における新旧対照表

現行（第7期）	見直し後（第8期）
<p>【基本理念】</p> <p>自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 （地域包括ケアシステムの深化・推進）</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。</p>	<p>【基本理念】</p> <p>自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現 （地域包括ケアシステムの深化・推進）</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で、<u>人や社会とつながり</u>、健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまち「にいがた」を目指します。</p>

2. 基本方針及び施策体系（案）について

- 現計画においては、基本理念の実現に向け、「予防」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「住まい」の5つのキーワードを基礎とした視点（基本方針）に体系を分類し、各種施策を展開しました。
- 第8期計画においても、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進するため、「予防」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「住まい」の5つの部門が一体的に提供される体制づくりに取り組む必要があります。

第7期計画の基本的な方向、基本目標、施策体系



- 今後は、現計画の各施策について、国の基本指針で示された、介護予防・健康づくり施策の充実・推進や、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、介護人材確保の取り組みの強化などに関して、内容を充実させていきたいと考えています。

基本方針及び施策体系における新旧対照表

現行（第7期）	見直し後（第8期）
<p>【基本方針】</p> <p>■介護予防・健康づくり、社会参加づくりの推進【予防】</p> <p>(1)健康づくりと介護予防の推進 (2)生きがいづくりと就労・社会参加の推進</p> <p>■生活支援サービス等の充実【生活支援】</p> <p>(1)在宅生活を支援する福祉サービスの推進 (2)権利擁護の推進 (3)地域での見守り活動の推進 (4)地域の資源を生かした多様なサービスの充実 (5)地域包括支援センターの強化</p> <p>■介護保険サービスの充実【介護】</p> <p>(1)介護保険サービスの充実 (2)介護保険事業の円滑な実施 ①介護給付適正化と介護サービスの質の確保 ②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発 ③費用負担に対する配慮</p> <p>(3)介護人材の確保・育成及びその支援</p> <p>■在宅医療・介護連携、認知症施策の推進【医療】</p> <p>(1)在宅医療・介護連携の推進 (2)認知症施策の推進</p> <p>■住まい・施設の基盤整備の推進【住まい】</p> <p>(1)多様な住まいの整備 (2)介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）[再掲]</p>	<p>【基本方針】</p> <p>■介護予防・健康づくり、社会参加づくりの推進【予防】</p> <p>(1)健康づくりと介護予防の推進 (2)生きがいづくりと就労・社会参加の推進</p> <p>■生活支援サービス等の充実【生活支援】</p> <p>(1)在宅生活を支援する福祉サービスの推進 (2)権利擁護の推進 (3)地域での見守り活動の推進 (4)地域の資源を生かした多様なサービスの充実 (5)地域包括支援センターの強化</p> <p>■介護保険サービスの充実【介護】</p> <p>(1)介護保険サービスの充実 (2)介護保険事業の円滑な実施 ①介護給付適正化と介護サービスの質の確保 ②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発 ③費用負担に対する配慮 ④災害・感染症に対する備え</p> <p>(3)介護人材の確保・定着及びその支援</p> <p>■在宅医療・介護連携、認知症施策の推進【医療】</p> <p>(1)在宅医療・介護連携の推進 (2)認知症施策の推進</p> <p>■住まい・施設の基盤整備の推進【住まい】</p> <p>(1)多様な住まいの整備 (2)介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）[再掲]</p>

3. 重点的に取り組むべき項目（案）について

- 現計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、5つの重点取組事項を掲げています。次期計画においては、重点的に取り組むべき項目について、国の基本指針にも示されている以下の3つを案として考えています。

■生活支援・介護予防・健康づくり

住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けるためには、生活支援・介護予防・健康づくりが重要です。

健康と要介護状態の間であるフレイル（虚弱）を予防するため、「栄養（食・口腔）」、「運動」、「社会参加」の3つの視点から各種施策に取り組みます。

■認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策推進大綱に基づき、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」といった取組方針に沿って、施策を推進していきます。

■介護人材確保の取り組みの強化

現役世代が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、職員がやりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるために、介護という仕事の魅力発信、介護分野で働く人材の確保・定着などの取り組みについて、国・県・関係機関と連携しながら進めていくことが重要です。

本市では、介護人材確保のため、「介護の魅力発信」、「新たな介護人材の確保」、「介護人材の定着支援」の3つの視点から各種施策に取り組みます。

4. 各施策の現状と課題、取組方針（案）について

- 各施策の現状と課題、取組方針（案）については、次ページ以降に記載のとおりです。

1. (1) 健康づくりと介護予防の推進

【現状と課題】

本市の健康寿命については、健康でない期間が全国平均より長くなっています。

住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けるためには、健康づくりと介護予防が重要であり、その効果を検証しながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

健康づくりや介護予防は、高齢者が自発的に取り組むことが大事であり、さらなる啓発が必要です。

また、介護予防の推進に当たっては、高齢者が生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを行うことが重要です。

国においては、改正後の介護保険法等に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防や生活機能改善の促進を目指すこととしています。

【取組方針】

健康と要介護状態の間であるフレイル（虚弱）を予防するため、栄養（食・口腔）、運動、社会参加の3つの視点から各種施策に取り組みます。

地域のボランティアの協力を得て、関係機関と連携しながら介護予防に取り組み、ボランティア自らの介護予防にもつながるよう、活動の場を広げていきます。

高齢者が地域の中で生きがいを持ちながら役割を果たせる環境づくりを進めるため、引き続き地域の茶の間の取組を推進し、多様な専門職と連携しながら介護予防の取組を充実します。

健康づくりや介護予防は高齢者になる前の段階から取り組むことが大事であることから、関係する本市の各種計画とも連携を図っていきます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、全市町村において令和6年度までに開始することになっていることから、高齢者を取り巻く地域課題の洗い出しや既存事業を整理しながら、全庁的に進めていきます。

事業の実施に当たっては、個人情報取り扱いに配慮しつつ、関連データの活用促進を図るための環境整備を進めます。

1.(2)生きがいつくりと就労・社会参加の支援

【現状と課題】

人生 100 年時代において、高齢者がますます元気でいきいきと生活していくためには、身近な場所に健康づくりや人とつながる通いの場があることや、これまでに培った知識や経験を生かしてボランティア活動や就労的活動に参加するなど、生きがいつくりと社会参加が重要です。

老人福祉センターや老人憩の家はこれまでも高齢者の活動や交流の拠点施設として運営してきましたが、こうした施設運営や総おどり体操などの既存事業においては、高齢者のニーズやライフスタイル、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための「新しい生活様式」に合わせて、よりの確で効果的な支援を行っていく必要があります。

また、シルバー人材センターに助成を行い、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的就業の機会を提供することで、生きがいの充実や社会参加の推進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援してきました。企業の再雇用の拡大や退職年齢の引き上げがセンターへの登録に影響を与えることから、会員数の拡大を図るための取組みが課題となっています。

【取組方針】

総おどり体操は自宅で参加できるオンライン講習会の周知に努め、これまで外出困難などの理由により講習会へ参加できなかった高齢者の健康づくりや介護予防を推進するとともに、講師養成講座で指導者ライセンスを修得した高齢者を派遣する講師派遣事業を積極的に広報し、地域の主体的な健康づくりを支援します。

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織ですが、会員数が減少化傾向にあることから、会員確保や活動における課題を整理し、活動を活性化するための仕組みづくりを行うことを支援します。

老人福祉センターや老人憩の家は、利用者の減少や施設の老朽化が進んでいることから、施設の有効利用を図りながら、周辺公共施設との集約化、複合化の検討を進めていきます。

今後進展していく少子超高齢社会において、労働人口の減少が見込まれることから、高齢者の就労促進、労働力としての拡大が求められています。多様な就業機会の提供を通じて高齢者の生きがいつくりや社会参加に資するシルバー人材センターの存在や役割は、より一層重要性を増してくるものと考えられることから、引き続き適切な支援をしていきます。

2. (1) 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

【現状と課題】

総人口・現役世代人口が減少する中で、2040年頃に高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、介護保険サービスだけでなく在宅生活を支援する各種福祉サービスについても制度の維持・継続に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、中長期的な視点で既存サービスの在り方を検討する必要があります。

【取組方針】

在宅生活を支援する各種福祉サービスについて、実際の利用状況や在宅介護実態調査の結果などを参考に、中長期的な観点から検討を行い、必要な見直しを行います。

また、サービスを必要とする高齢者や介護者へ各種福祉サービスを適切に周知するため、介護保険サービスガイドや市ホームページへの掲載だけでなく、適切な周知に努めます。

2. (2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

超高齢社会が進展するなか、在宅における高齢者虐待の相談が増加しており、養介護施設などにおける虐待についても相談数は減少していません。そのため、弁護士などの有識者や警察、医療関係者、地域福祉関係者などで構成される高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関の連携に努めたほか、パンフレットやリーフレットを作成し、地域包括支援センターや区役所、養介護施設に設置するなど高齢者虐待防止の啓発・周知を図ってきました。

併せて、地域包括支援センターや区役所の虐待防止担当職員向けの育成研修や養介護施設の管理者などを対象とした研修を実施し、担当職員の対応能力の向上と施設・事業所の介護の質の向上を図っています。

また、認知症高齢者は判断能力が不十分なために自分では契約の締結や財産の管理が困難となり、経済的な被害を受ける可能性があるため、成年後見などの支援制度やその費用負担の助成事業、相談窓口である地域包括支援センターや成年後見支援センターについて、引き続き周知を行う必要があります。

【取組方針】

高齢者虐待防止連絡協議会において関係機関の連携をより強化し、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行います。

養介護施設の管理者などへの研修について、より実効性の高い研修となるよう研修後のアンケートなどを分析し内容の精査に努めます。

また、高齢者の権利擁護についての認識を一層深めてもらえるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度及び同利用支援事業、相談窓口である地域包括支援センターや成年後見支援センターなどについて、様々な媒体を活用し周知を図ります。

2. (3) 地域での見守り活動の推進

【現状と課題】

高齢化や核家族化が進むなか、本市においても高齢者の一人暮らし世帯が増加しています。国勢調査によると、平成 27 年では本市の単独世帯数全体に占める高齢者単独世帯数の割合は 28.3%で、前回調査（平成 22 年）の 24.1%から 4.2%増加し、今後も増加の傾向が見込まれます。

また、令和元年度に実施した健康とくらしの調査では、閉じこもり者の割合は 7.7%で、前回調査（平成 28 年）の 5.0%から 2.7%増加しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多くの高齢者の方々が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。

このような環境下においては、介護・福祉の関係機関、民生委員、地域住民、ボランティア等と協力した支援など、地域や人々のつながりを再構築しつつ、地域ぐるみで取り組みを進めていくことが必要です。

【取組方針】

地域包括支援センター、地域住民、民間事業者等と連携し、身近な地域の見守り体制の構築を進め、高齢者が孤立することを防ぎ、安心して地域生活を送れるよう支援します。

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集まり交流することができる地域の居場所「地域の茶の間」の立ち上げや運営を支援し、閉じこもり予防や生きがい、助け合いの創出を図ります。

2. (4) 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

【現状と課題】

高齢者人口の増大、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要や生活支援に対するニーズがさらに増加・多様化することが想定されます。

一方、現役世代の減少が顕著となり、高齢者の介護を支える人的基盤の確保が重要となっており、専門職はより中重度のケアへシフトし、軽度の介護や生活支援については、専門職以外の担い手を拡大していくことが求められています。

また、地域の実情に応じて、多様な主体が参画し、多様なサービスの提供を充実させるとともに、支え合いのしくみづくりをさらに推し進め、要支援認定者等に対する効果的かつ効率的な支援体制を構築することが必要です。

【取組方針】

各区及び日常生活圏域等に設置される支え合いのしくみづくり会議と支え合いのしくみづくり推進員が中心となって進める、住民主体で支え合い・助け合う地域づくりを支援します。

新たな担い手のすそ野を広げるため、介護の専門職以外の担い手養成に取り組みます。

介護予防や生活支援に対するニーズの増加に対応するため、地域の茶の間をはじめとした居場所づくりや住民主体の生活支援団体の育成など、地域資源の創出を支援します。

社会参加や生きがいの充実等は、高齢者自身の介護予防にもつながることから、多くの高齢者が、地域で助け合い・支え合いの活動の担い手として活躍する機会の拡充を目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅要介護被保険者のサービス利用にも対応するほか、訪問介護・通所介護に相当するサービスに加え、地域の実情に応じ、ボランティア、住民組織やNPO等の多様な事業主体による多様なサービスの充実を図ります。

2. (5) 地域包括支援センターの強化

【現状と課題】

市内に 29 箇所設置されている地域包括支援センターは、地域の高齢者の医療・保健・福祉・高齢者虐待に関する相談を広く受け付ける総合相談窓口であり、介護予防事業への参加のはたらきかけ、介護サービス事業者の紹介等を行っています。

寄せられる相談内容が、多様化・複雑化していることから、地域団体や医療・福祉関係者に加え多様な機関と役割分担を行いながら、効果的に連携を図っていく必要があります。

高齢者のニーズはそれぞれ異なり、ニーズに応じた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供される必要があります。そのため、地域ケア会議等を活用し、高齢者の支援の充実と高齢者を支える地域づくりを同時に行っていく必要があります。

高齢者人口の増加により、一部の地域包括支援センターでは、きめ細かな体制が構築しづらい状態となっています。

【取組方針】

地域の総合相談窓口として役割を果たしていくため、地域包括支援センターの周知に努めます。

高齢者の支援の充実と高齢者を支える地域づくりを推進するため、認知症初期集中支援チーム、在宅医療ネットワークや在宅医療・介護連携センター・ステーション、支え合いのしくみづくり会議・推進員に加え、居宅介護支援事業所や介護施設などの既存の社会資源との連携を深め、圏域の課題を多角的に把握し、地域包括支援センターと関係機関との互いの役割を明確にしながら、体制の構築を図っていきます。

地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等の多職種を積極的に活用し、高齢者の自立支援・重度化防止に資する取組を推進します。

高齢者人口の規模について課題となっているセンターについては、地域の特性に合わせたきめ細かな支援活動ができるよう、その体制や担当圏域の見直しを行います。

3. (1) 介護保険サービスの充実

【現状と課題】

本市の要支援・要介護認定者数は毎年増え続け、介護サービスの利用も在宅サービスを中心に増加しています。介護サービス事業所は市内各地域に整備され、身近な地域で利用できる状況が整いつつあります。

令和元年の在宅介護実態調査によると、前回調査（平成29年）と同様、施設入所より在宅を希望する声が大きく上回っている一方、依然として施設への入所申込者も多く、またニーズも多様化していることから、地域全体で対応していくための土台として、既存施設等を最大限活用しながら、介護サービスの基盤整備を進めていく必要があります。

また、要介護者が個々の状態に応じて自立した日常生活を営むためには、リハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが求められています。

一方で、要介護者の重度化に伴い、医療ニーズにも配慮した対応が求められるなど、サービスの質の確保も必要とされています。

【取組方針】

居宅サービスの供給量は、おおむね順調に増加しています。供給量が不足しているサービスは、事業者への情報提供等を通じて、参入促進へとつなげるとともに、必要なサービスの質の確保に努めます。また、地域包括ケアシステムにおける「住まい」と「介護」の役割を担う特定施設入居者生活介護については、拠点の確保を推進します。住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅についても、介護が必要な方の住まいとしての役割を果たしていることから、適正な運営が行われるよう、指導を継続していきます。

地域密着型サービスは、地域の中重度の要介護認定者や認知症高齢者を支える重要な拠点であることから、今後も計画的に整備を進めます。

また、地域で医療・介護が受けられるよう、介護と看護の機能を有するサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の拠点の確保に努めます。

施設サービスは、入所が必要な重度の待機者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備に加え、既存の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。

3. (2) 介護保険事業の円滑な実施

① 介護給付適正化と介護サービスの質の確保

【現状と課題】

高齢化の進行に伴う要支援・要介護認定者の増加により、保険給付費や介護保険料が大きく伸びてきています。効果的、効率的な介護給付を推進するためには、介護給付の適正化により、介護サービス利用者が、真に必要とするサービスを事業者が適正に提供できるよう促し、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、持続可能な介護保険制度を構築することが必要です。

【取組方針】

限られた資源を効率的・効果的に活用するために、引き続き介護給付適正化事業の柱である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5事業に取り組みます。

また、介護相談員の派遣や専門研修の情報提供等を行うことで、介護サービスの質の向上に努めます。

3. (2) 介護保険事業の円滑な実施

②介護サービスの情報提供と介護保険制度の普及・啓発

【現状と課題】

介護サービスは、利用者やその家族がケアマネジャー等の支援を受けながら、自らの意志で選択した事業者と契約を交わし、提供を受けるものです。利用者やその家族が介護保険制度やサービス内容を理解し、また、契約に際しては必要な事業者の基本情報や利用したいサービスの空き情報などの必要な情報が提供できる体制を整備していく必要があります。

【取組方針】

介護保険制度の仕組みなどの情報を入手できる「介護保険サービスガイド」を引き続き作成・配布するとともに、本市ホームページや介護サービス情報公表システムを活用し、市内の介護サービス事業者情報など介護保険に関する様々な情報を発信することで、介護サービス利用者が適切な介護サービス事業者を効率的に選択できるよう支援します。

「市報にいがた」や新聞折り込みチラシ、パンフレットなどの媒体を活用し、介護サービスの利用主体となる高齢者やその家族も含め、市民に広く介護保険制度の周知を行います。また、「市政さわやかトーク宅配便」による出前講座を実施し、身近な地域で介護保険制度の理念や仕組みを説明しながら、その普及・啓発に取り組みます。

3. (2) 介護保険事業の円滑な実施

③費用負担に対する配慮

【現状と課題】

社会全体で支える介護保険制度においては、介護保険料の納入のほか、介護サービス費用の1割から3割を負担しますが、過度な費用負担とならないよう、負担が困難な方へのさらなる配慮が必要です。

【取組方針】

市が独自に実施している保険料の低所得者への減免について、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。

社会福祉法人等の事業者による利用者負担の軽減についても、国の制度に加え、引き続き、市独自で支援します。

3. (2) 介護保険事業の円滑な実施 ④災害・感染症に対する備え

【現状と課題】

近年、日本各地で台風や豪雨などの大規模自然災害が頻発しているほか、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど感染症の流行が発生していることを踏まえ、これらに対する備えが重要となっています。

【取組方針】

「新潟市地域防災計画」、「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、庁内関係部局と連携して、事前の備えを充実します。

災害・感染症発生時には、国や県と連携し、情報収集及び情報提供に努めます。

3. (3) 介護人材の確保・定着及びその支援

【現状と課題】

公益財団法人介護労働安定センターの令和元年度「介護労働実態調査」では、新潟県内で従業員の不足を感じる事業所は6割を超えています。また、半数以上の事業所が介護サービスを運営する上での問題点として、良質な人材の確保が難しいとしており、介護人材の確保・定着への対応が急務となっています。

本市ではこれまで、新たな人材確保につなげる取り組みとして、ハローワーク新潟と連携し、介護の仕事に関心のある未経験者や、介護や看護の資格等を有しながら当該職業に従事していない方を対象に、職業意識の啓発及び職場理解を深めてもらうため、介護施設見学会を実施してきました。

また、専門的な介護技術を習得できる機会の確保や、提供するサービスの質の向上を目指し、専門研修の充実に取り組むとともに、介護職員等のキャリアアップのための研修経費を補助することで、人材育成に積極的な法人を支援し、介護人材の定着化を図ってきました。

さらに、令和元年度より、新潟市内の介護サービス事業所、介護福祉士養成校の代表者とともに、介護人材の確保・定着に向け、現状を把握し、具体的な課題に連携して取り組むこと等を目的とした「新潟市介護人材確保対策協議会」を開催しているほか、国が設置している「新潟県福祉人材確保推進協議会」に参画し、新潟労働局や新潟県をはじめとする関係機関と情報を共有するネットワークの構築を図り、関係機関相互で取り組んでいる施策について理解を深めてきました。

今後は、必要となる介護人材の確保・定着に向け、介護の仕事の魅力発信や職場環境の改善事例を周知するなど、市独自の取り組みを行っていく必要があります。

【取組方針】

①介護の魅力発信

小学生・中学生・高校生などの若者に早くから介護という仕事に親しみを持ってもらうため、介護現場で活躍する職員による学校訪問などを通して、介護の魅力発信を引き続き実施していきます。

また、市民に対して、介護の仕事の本質や魅力を伝えることで、介護職場のイメージ刷新に取り組んでいきます。

②新たな介護人材の確保

労働力人口の減少が見込まれる中、学生や未経験者など新たな介護人材を確保するとともに、元気な高齢者や外国人など多様な人材の参入が必要になります。

介護の仕事に関心のある未経験者や、介護や看護の資格等を有しながら当該職業に従事していない方を対象にした介護施設見学会を実施するとともに、元気な高齢者によるボランティア活動の推進や外国人介護職員への支援を通して、多様な介護人材の確保を目指します。

③介護人材の定着支援

職員が長く介護職場で働き続けるためには、研修体制の充実や職員の負担軽減、介護現場の業務効率化など職場環境の改善が必要になります。専門研修の開催や、介護職員等のキャリアアップのための研修経費補助を引き続き実施し、職員の質の向上に努めるとともに、介護ロボットやICTの導入による業務効率化や職場環境の改善事例を周知するなど、取組み事例の情報共有を進めることで、介護人材の定着促進を図ります。

④国・県・関係機関との連携について

国・県と連携し、介護人材の総量の確保・定着への支援を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した各種事業の周知を行います。

さらに、新潟市介護人材確保対策協議会を通じて、市内介護サービス事業者や介護福祉士養成校の代表者と現状・課題の抽出や対応策の可能性について協議し、一体となって介護人材確保・定着に取り組んでいきます。

4. (1) 在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

市民が疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常の療養支援から急変時の対応、看取りまで切れ目のない医療サービスを提供することが必要です。

本市においては、平成27年度以降、在宅医療・介護連携センターと、各区に在宅医療・介護連携ステーションを順次設置するほか、各地域で活動する在宅医療ネットワークを支援し、在宅医療・介護連携の取組を推進してきました。

一方で、在宅医療を担う医師や看護師などの人材確保や、人生の最終段階における医療、看取り等への市民の理解を深めるための普及啓発に取り組む必要があります。

【取組方針】

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進する体制の整備のため、以下の取組を進めます。

- ・在宅医療・介護連携センター・ステーションを運営し、在宅医療を担う訪問診療医および訪問看護師の確保・育成について、新潟市医師会および新潟県看護協会等関係機と協働し、在宅医療に対する理解と、知識・技術習得のための研修等の機会の充実を図ります。
- ・切れ目のない医療・介護提供体制の構築に向け、「医療と介護の連携ハンドブック」の活用を促し、医療・介護が一体となったサービスの提供について考える機会の充実を図ります。
- ・高齢者と、高齢者を支える家族や勤労世代、学生など幅広い世代に向けて、普段から治療や過ごし方に関する希望を家族などと共有しておくことの大切さについて、理解と実践を促します。
- ・在宅医療や人生の最終段階における医療やケア、看取り等の理解を深める取組を強化します。

4. (2) 認知症施策の推進

【現状と課題】

我が国において、2018年（平成30年）には、認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれています。本市においても、65歳以上の要支援・要介護認定者のうち、認知症の症状を有している高齢者が約67%（令和2年3月末）と、今後も増加が見込まれています。

また、65歳未満の若年性認知症の人は、厚生労働省の研究によると人口10万人当たり50.9人とされており、この推計で見込むと本市では200人程度と推測され、研究結果も踏まえた対策の検討が課題となっています。

国は、今後、さらに認知症の人の数が増加することから、令和元年6月、認知症対策推進関係閣僚会議において認知症対策推進大綱をとりまとめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現のため、認知症の人や家族の視点を重視し、「共生」と「予防」を柱とした施策を推進していくことから、本市においてもそれを踏まえた取り組みを進めていく必要があります。

令和元年の国民生活基礎調査においても、介護が必要となった原因として、認知症が最も多くなっていることから、認知症は誰もがなりうる身近なものとなっています。また、認知症は、早期に適切な対応を行うことで発症の予防、進行を遅らせることができるとされていることから、早期発見、早期診断、早期対応への取り組みを進めるためにも、認知症に対する正しい知識や理解を深めるための普及啓発を推進していく必要があります。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して生活を継続できるため、認知症の方やその家族の視点に配慮した、地域における支援体制の充実が求められるとともに、介護サービス基盤整備や医療・介護の連携の推進、地域での見守り体制の整備等により、認知症の状態に応じた切れ目のない支援体制の構築が求められます。

【取組方針】

① 普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなりうることを、様々な機会をとらえて普及啓発し、地域全体が認知症への理解を深めていくため、認知症について正しく理解し、認知症の家族の方を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター」の養成を引き続き推進するとともに、認知症に関する理解を促進するためにも、学校や企業などへの養成の拡大を進めていきます。

認知症の人が希望をもって暮らすことができるよう、認知症の本人とともに普及啓発などの取組を検討していきます。

② 予防

運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加などが、認知症の発症予防や進行を遅らせる

ことに効果があるとされていることから、認知症に限らず、すべての高齢者への予防活動を引き続き推進するとともに、身近な地域における通いの場の拡充など、認知症の人が社会から孤立せずに過ごせるような取組を進めていきます。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症は早期発見、早期診断、早期対応が大切なことから、診断後における相談支援体制を強化し、在宅医療・介護連携を推進するとともに、引き続き医療介護関係者への研修や支援、介護サービスの基盤整備を進めます。

認知症の方やその家族が、地域社会の中で安心して暮らし続けることができるよう、認知症カフェや家族会の開催などの取組を支援します。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

身近な地域において、認知症の方や家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけることができるよう、認知症サポーターを中心とした支援体制を構築していきます。

若年性認知症の方が、発症初期の段階から支援が受けられるよう、若年性認知症コーディネーターや医療機関等関係者と連携を図りながら、適切な機関につなぐ体制を構築します。

5. (1) 多様な住まいの整備

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、生活のニーズに合った良好な住まいの提供が必要です。

在宅生活への支援である住宅リフォーム助成事業については、助成限度額や現地への訪問調査など内容を見直すことで制度の持続可能性を高めました。

また、生活面に困難を抱える高齢者や社会的に孤立する高齢者への支援として、養護老人ホームへの入所措置や軽費老人ホームへの運営支援を実施するとともに、市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）を新たに建設するなど高齢者の住まいの提供に努めました。

【取組方針】

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、介護が必要な方の住まいとしての役割が期待されていることから、引き続き適切な指導を行うとともに、新潟県との情報共有や連携を行うことで、質の確保に努めます。

リフォーム需要に対応するため、住宅リフォーム助成事業は適宜見直し、制度の持続可能性を高めていきます。

生活相談や安否確認を行うため市営の高齢者向け住宅（シルバーハウジング）に派遣している生活援助員に対し積極的に研修等に参加するよう促し、高齢者を支援する技術や能力を高めます。

5. (2) 介護保険サービスの充実（施設・居住系サービス）

【現状と課題】

本市の要支援・要介護認定者数は毎年増え続け、介護サービスの利用も在宅サービスを中心に増加しています。介護サービス事業所は市内各地域に整備され、身近な地域で利用できる状況が整いつつあります。

令和元年に実施した在宅介護実態調査によると、介護の望むあり方として、施設入所より在宅を希望する声が大きく上回っている一方、依然として、施設への入所申込者も多く、またニーズも多様化していることから、地域全体で対応していくための土台として、既存施設等を最大限活用しながら、介護サービスの基盤整備を進めていくことが必要です。

また、要介護者の重度化に伴い、医療ニーズにも配慮した対応が求められるなど、サービスの質の確保が必要です。

【取組方針】

施設サービスは、入所が必要な重度の入所申込者を解消するため、地域密着型によるきめ細かな施設整備を行うことに加え、既存の特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護（ショートステイ）の特別養護老人ホームへの転換整備を進め、在宅での介護が困難な方への支援を図ります。